



鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会を3回開催し、「鹿嶋市学校規模適正化基準」について審議しましたので次のとおり報告します。

令和6年11月26日

鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会

委員長 小川 哲哉

委員 谷内 勇太

椎名 茂樹

坂上 彰弘

内野 輝彦

(1) 鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会の考え方と検討の方向性

①鹿嶋市では少人数指導を継続的に推進できることをメリットと捉え、過小規模校の存在意義を述べてきたが、少子化が一層進行し、同一学校における複式学級の複数発生や、入学者のいない年度が発生する学校があるほか、当該校に通学する児童の保護者から教育上の不安の声が上がるなど、鹿嶋市が進める教育に課題が発生していることは否定できない。

児童生徒を中心軸において、より良い教育条件の改善について考える時期に来ている。

②児童の発達段階及び学校の目的、役割を踏まえると、心身ともに切磋琢磨できる教育環境を設けることが望ましい。ゆえに、児童数が減少し、複式学級が発生する状況では適正な学校規模とはいえない。

③個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を効果的に実践し、教育基本法に定められた目的（同法第1条）の実現につながる児童生徒の教育環境の改善を最優先事項とし、学級数と児童数の基準を設けた。

④今回、当委員会が報告する、鹿嶋市学校規模適正化基準は、複式学級が複数学年において発生する等、差し迫った課題が発生している鹿嶋市立小学校の統合等の検討基準となるものである。なお、鹿嶋市立中学校については、現在過小規模校が無いこと、また当分の間、過小規模校が発生する見込みがないことから、今後の社会情勢の変化を見込み、課題が顕在化した時点に適正化基準を設けることが望ましい。

(2) 鹿嶋市学校規模適正化基準

鹿嶋市立小学校について統合等を検討する学校規模の最低基準は次の2つとし、この2つの項目について基準を下回る場合は、児童のより良い教育環境を構築するために、統合などの学校規模の適正化を検討するものとする。

①通常学級数 6学級

②同一学年児童数 12人かつ全校児童数 72人

(3) 鹿嶋市学校規模適正化基準策定にあたっての提言

鹿嶋市学校規模適正化基準の策定にあたり、鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会として鹿嶋市教育委員会に対し次の4点について提言する。

①児童の教育環境の改善を目的に、できる限り速やかに学校規模の適正化を推進すること。

②中学校について適正化を進めるべき状況になった場合は、適正化基準を策定し速やかに推進すること。

③学校規模適正化の推進にあたり、授業の質を落とさない、ICTの活用を積極的に行う。

④児童の教育環境の改善を最優先事項としつつ、学校は地域の心の拠り所であることを踏まえ、十分に学校及び地域住民（学校運営協議会等）と協議の上、学校規模の適正化を推進すること。

◆学校規模適正化基準の審議経過

令和6年10月 8日 第1回学校規模適正化基準策定委員会

(鹿嶋市の状況の共有化、学校規模適正化基準案についての意見交換)

令和6年11月12日 第2回学校規模適正化基準策定委員会

(適正化基準案の審議)

令和6年11月26日 第3回学校規模適正化基準策定委員会

(鹿嶋市学校規模適正化基準の策定と教育長への報告)

◆鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会設置規則

令和6年9月30日

教委規則第9号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項及び第6条第2項の目的を達成するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）等を参照しつつ、地域の事情等を考慮し、鹿嶋市立学校において、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことにつながる学校規模適正化基準（以下「適正化基準」という。）を策定するため、鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議検討する。

- (1) 適正化基準の策定に関すること。
- (2) その他策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 小・中学生の保護者

(2) 市民活動団体等の代表者

(3) 学識経験者

(4) 校長代表者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合、前任者の残任期間に限り委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育施策企画・調整担当課が行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。